

役員および評議員の報酬等規程

社会福祉法人敬信福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬信福祉会（以下「法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何に関わらず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員および評議員に対して、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

2 役員および評議員は、事前に書面（様式第1号）を提出する事により、前項の報酬を受け取らない事ができる。また、書面（様式第2号）の提出により、この辞退はいつでも撤回することができる。

(報酬等の総額)

第4条 役員および評議員に対する各年度の報酬等の総額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事に対する報酬等の総額は、600,000円を超えない額とする。
- (2) 監事に対する報酬等の総額は、300,000円を超えない額とする。
- (3) 評議員に対する報酬等の総額は、定款第9条の規定により1,000,000円を超えない額とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員および評議員に対する報酬の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事

報酬等の区分	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人または施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

報酬等の区分	日 額
監事監査等への出席	15,000円
上記の他、法人または施設業務のための出勤	5,000円

(3) 評議員

報酬等の区分	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人または施設業務のための出勤	5,000円

(費 用)

第6条 役員および評議員が出張する場合は、出張に要した実費および職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

2 役員および評議員が、前条に掲げる出席または出勤したときは、職務遂行に伴い発生する公共交通機関の実費額を支給する。

(報酬等および費用の支給方法)

第7条 役員および評議員に対する報酬等および費用は、理事会または評議員会への出席など法人または施設運営のための業務を行った都度、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、現金で支給する。

(端数処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げるものとする。

(公 表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月8日制定し、同日施行する。